

小城市建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市が発注する建設関連業務委託の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）第87条第1項（第96条の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象)

第2条 建設関連業務委託最低制限価格制度は、競争入札により設計価格が50万円を超える建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

(建設関連業務の定義)

第3条 この要領において「建設関連業務」とは、測量業務、設計業務、建築設計・監理業務、地質調査業務及び補償調査業務並びに建設関連維持管理業務（道路維持業務、道路伐採業務、河川パトロール業務、河川清掃業務、河川伐採業務、道路植栽維持管理業務、公園管理業務等）をいう。

(最低制限価格の設定基準)

第4条 最低制限価格は、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

(公告等への記載)

第5条 市長は、競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、当該入札に係る公告又は指名通知に最低制限価格の設定を明記し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 競争入札の公告又は指名通知に最低制限価格の設定を明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

(予定価格及び最低制限価格作成調書への記載)

第6条 市長は、競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、予定価格及び最低制限価格作成調書の最低制限価格の欄には、第4条の基準により算出した最低制限価格（千円未満の額は切り捨てる。）を記載し、入札書比較最低制限価格の欄には、最低制限価格を100分の110で除して得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた価格を記載するものとする。

(予定価格調書への記載)

第7条 市長は、予定価格調書へ記載する最低制限価格及び入札書比較最低制限価格について

は、予定価格及び最低制限価格作成調書より転記するものとする。

- 2 前項の規定により予定価格及び最低制限価格を記載した予定価格調書は封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

- 2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、予定価格から最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行った者、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 3 入札者全員の入札が最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止め、速やかに主管課の指示を受ける。
- 4 入札失格者に対しては、その根拠規定が政令第167条の10第2項にあることを説明する。

(最低制限価格の公表)

第9条 最低制限価格は、契約締結後に総務部財政課において当該契約を行なった日の属する年度及びその翌年度において閲覧に供するとともに情報の一部は小城市ホームページにおいて公表する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月4日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

別紙

予定価格及び最低制限価格作成調書

委 託 名	
-------	--

(単位：円)

項 目			金 額	備 考
予定価格	設 計 額	委 託 価 格		①
		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		②＝①×0.1
		計 （ 業 務 委 託 費 ）		③＝①＋②
	予 定 価 格	[入 札 書 比 較 価 格]		④
		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		⑤＝④×0.1
		計 [予 定 価 格]		⑥＝④＋⑤
最低制限価格 （注１）		[最 低 制 限 価 格]		⑦＝⑥×0.8 （千円未満切捨て）
		[入札書比較最低制限価格]		⑧＝⑦×100/110 （円未満切上げ）

(注1)

入札時の最低制限価格は、入札書比較最低制限価格（上記⑧）の金額とする。